

## 議案第3号

### 斑鳩町延長保育に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：子育て支援課】

保護者の利便性の向上と事務効率化を目的に、原則前納としている延長保育利用料を原則後納とするため、所要の改正を行うものであります。

#### 1. 主な改正内容

##### (1) 延長保育利用料の納入期日の改正（第4条第2項の改正規定）

延長保育利用料の納入期日について、「前納」から「町長が指定する期日まで」に改めます。

#### 2. 施行期日

令和4年4月1日から施行します。